

令和5年第3回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年3月29日（水）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

欠席農業委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 別段面積の廃止について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和５年第３回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第３条関係が５件、農地法第５条関係が１３件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が４０件、別段面積の廃止関係が１件、合わせて５９件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後２時００分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第１５条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第１号

会 長 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、２ページをご覧ください。

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定による申請があったので、同条第２項の規定により審議するものとする。令和５年３月２９日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、３ページをご覧ください。

農地法第３条についてご説明いたします。

【その１からその５朗読】

以上、その１からその５までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、3月18日、委員と譲受人立会いの下、現地確認を行いました。

譲渡人は療養中のため、奥様に電話にて確認しております。双方とも今回の申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。

皆様の審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

農業委員等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当推進委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月24日13時30分より、譲渡人、譲受人、委員の4名で現地調査を行いました。双方とも問題ないということです。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会 長 農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 今回の申請について、去る3月26日、委員と行政書士さんと現地確認を行いました。

設定人と被設定人は用事があるため出られないということでしたので、電話で確認しました。

申請内容についての聞き取りを行い、双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特にないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月26日、委員と行政書士と現地確認を行いました。設定人と被設定人は用事があるということで、電話で確認しました。申請内容についての聞き取りを行い、双方とも申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月22日、委員、譲受人と現地確認を行いました。譲渡人は入院中ということで、電話で確認を行いました。双方とも申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年3月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、6ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の隣接する土地と一体の事業の目的に供する場合で、面積が3分の1を超えないものに該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月27日9時より、委員さんと現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人に連絡後、当日立会いができないということで、電話で確認を行いました。

双方とも間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地となります。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月25日に、委員3名で現地調査を行いました。設定人

の代理で、妻の姪と３月25日に現地でお会いし、申請内容について確認し、被設定人とは、電話で申請内容について確認しました。双方とも、申請内容について間違いないとのことでした。申請地の周辺は住宅地のため、今回の転用による農地への影響については、特に問題ないと思います。

皆様方のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その３について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第５条その３についてご説明申し上げます。

【その３朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地区域となります。

許可基準は、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 本件につきまして、去る24日午後より委員とともに現地調査をし、設定人と被設定人の両者の方は都合が悪いということで、両者とも電話等で申請内容の聞き取りをいたしました。両者とも申請内容どおりであるという確認が取れました。周辺農地への影響等もないものと思われますので、皆様のご審議ほど、よろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その４について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第５条その４についてご説明申し上げます。

【その４朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月26日、会長と現地調査を行いました。譲渡人2名に出席をいただきまして確認いたしました。譲受人、設計会社の方に内容の確認をしました。今回の転用による周辺農地への影響については問題ないと思われます。

よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、26ページをご覧ください。

農地法第5条その5についてご説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

今回の申請について、去る3月25日、委員さんと現地調査を行いました。また、譲渡人に現地でお会いしました。譲受人は都合が悪く来られないということで、電話で内容を確認しました。問題ないとのことでした。今回の申請に、特に問題ないと思われます。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、31ページをご覧ください。

農地法第5条その6についてご説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接統事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月26日、委員と行政書士で現地調査を行いました。譲渡人と譲受人には電話で確認をしました。申請内容に問題ないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特にないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その7について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、34ページをご覧ください。

農地法第5条その7についてご説明申し上げます。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断します。

許可の基準といたしましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月26日、委員と行政書士で現地調査を行いました。設定人2名、被設定人には電話で確認しました。申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その8について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、41ページをご覧ください。

農地法第5条その8についてご説明申し上げます。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月24日に委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお会いし、申請の内容について確認いたしました。双方とも、申請内容に間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思います。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

農地法第5条その9について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、46ページをご覧ください。

農地法第5条その9についてご説明申し上げます。

【その9朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接統事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月26日に委員と行政書士、譲渡人と現地調査を行いま

した。譲受人には電話で確認をしました。申請内容に間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その10について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、51ページをご覧ください。

農地法第5条その10についてご説明申し上げます。

【その10朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地区域となります。

転用許可の基準といたしましては、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る3月27日、委員と現地調査を行いました。また、設定人5名の方及び被設定人には事前に電話確認をし、地番は間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その10について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その11について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、59ページをご覧ください。

農地法第5条その11についてご説明申し上げます。

【その11朗読】

立地基準の農地区分につきましては、川田地区は第1種農地、その他は農振農用地区域となります。

許可の基準といたしましては、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 3 月 27 日、委員と現地調査を行いました。設定人 4 名及び被設定人には事前に確認し、間違いないとのこと。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 11 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 5 条その 12 について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、67 ページをご覧ください。

農地法第 5 条その 12 についてご説明申し上げます。

【その 12 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、原田向地区は第 2 種農地、その他は農振農用地区域となります。

転用の基準といたしましては、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 3 月 24 日に委員と現地調査を行いました。設定人 7 名の方とは電話で確認をいたしました。双方とも、申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 12 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 5 条その 13 について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、74ページをご覧ください。

農地法第5条その13についてご説明申し上げます。

【その13朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地区域となります。

許可の基準といたしましては、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 東釜子西地区、推進委員。

委員 今回の申請について、去る3月24日に委員と現地調査を行いました。設定人3名とは電話で確認をしました。双方とも、申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その13について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 それでは、82ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和5年3月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から40号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第 1 号から第40号について、原案のとおり承認いたします。

◎議案第 4 号

会 長 次に、議案第 4 号 別段面積の廃止について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第 4 号 別段面積の廃止について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の廃止に伴い白河市農業委員会が定めた別段面積を廃止するため審議するものとする。令和 5 年 3 月 29 日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 別段面積の廃止について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、98ページをご覧ください。

別段面積の廃止についてご説明いたします。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、そちらもご覧ください。

白河市においては、令和元年11月総会で空き家に附属する農地に別段面積を設定し、令和元年12月 1 日から施行してまいりましたが、令和 5 年 4 月 1 日から農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積要件が廃止されることとなり、それに伴い別段面積の効力もなくなることから、令和 5 年 3 月 31 日で廃止するものです。

これにより、今後は農地法第 3 条で農地を取得しようとする場合、従事日数等の要件等は以前のまま変更はございませんが、下限面積要件は撤廃されることになります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声が出ております。

異議がないようですので、別段面積の廃止について原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないということで、別段面積の廃止について承認をいただきました。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これもちまして、令和5年第3回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(午後3時30分)
